十五　厚生年金基金　平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。
十六　存続連合会　平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。
十七　確定給付企業年金　平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。
十八　連合会　平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。
十九　自主解散型基金　平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金をいう。
二十　清算型基金　平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。
二十一　清算未了特定基金　平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金をいう。

第二章　存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節　改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

（存続厚生年金基金に関する読替え等）

第三条　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険法第百四十六条ただし書	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項	事業主	設立事業所の事業主
	第二十七条	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条による改正前の厚生年金保険法第百二十八条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第一項及び第二項
	厚生労働大臣	厚生労働大臣
改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第二項	被保険者	加入員
	厚生労働大臣	基金
	事業主	設立事業所の事業主
改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第三項及び第四項本文	受給権者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
	厚生労働大臣	基金
改正前確定給付企業年金法第百七条第一項	厚生年金保険法	同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）

改正前確定給付企業年金法第百七条第三項	厚生年金保険法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
改正前確定給付企業年金法第百十条	前三条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の第百七条
	厚生年金保険法	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	同法	改正前厚生年金保険法
改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項及び第二項	厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項	同法第百五十九条第一項、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九条第一項から第三項まで	同条
改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項	厚生年金保険法	同条中「解散したときは、その解散した日において」とあるのは「則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定により行ったときは」と、「責任準備金相当額（政令で定めるところにより算出した責任準備金相当額をいう。以下同じ。）」とあるのは「現価相当額（政令で定めるところにより算出した老齢年金給付の現価に相当する金額をいう。）」と、「当該存続厚生年金基金から」とあるのは「当該権利義務の移転を行った存続厚生年金基金から同法第百五十九条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに同法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する第百十条の二第一項の規定により算定した責任準備金相当額（政令で定めるところにより算出した責任準備金相当額をいう。）」と、同法第百六十一条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに同法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する第百十条の二第一項の規定により算定した責任準備金相当額（政令で定めるところにより算出した責任準備金相当額をいう。）」と、同法第百六十一条第一項及び第三項中「解散基金」とあるのは「解散基金